

各 市町村高齢者福祉・介護保険担当課長 殿

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

介護保険施設等における事故の報告様式等について

介護サービス事業の円滑な実施につきまして、平素からご協力いただきお礼申し上げます。

さて、標記については別添のとおり令和3年3月19日付け老高発0319第1号・老認発0319第1号・老老発0319第1号で厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長連名通知（以下、連名通知という。）があったところです。

つきましては、介護サービス事業所等において市町村に事故報告を行う場合は、可能な限り別紙様式を使用することとします。なお、県指定の介護サービス事業所等に対しては、県から当該様式の使用について別紙のとおり通知しているのでご留意下さい。

これに伴い、市町村で用いられている様式の使用や別紙様式を改変しての使用を妨げるものではありませんが、その場合であっても、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、別紙様式の項目を含めて下さい。

また、市町村が県に報告する介護事故等の基準については、別添の平成22年10月18日付け高齢福第1585号「指定介護サービスの提供による事故等発生時の対応について」のとおりですのでご留意下さい。

不明な点等については、裏面に記載している各担当にお問い合わせ下さい。

記

1 事故報告対象サービス

別添連名通知「5. 対象サービスについて」を踏まえ、全ての介護サービス事業所等を事故報告対象サービスとする。

2 市町村が県に報告する介護事故等の基準（電子メールにて県あて報告すること）

介護事故のうち、市町村が県に報告する事故については、次の基準によるものとする。
ただし、市町村において指定許可権限を有する介護サービスについては、（3）に該当する事故のみとする。

（1）重大な事故

- ア 死亡（病死を除く。死因に疑義が生じるおそれのあるものを含む。）
- イ 3か月以上の入院加療又は通院加療を要するもの
- ウ 重い障害を負ったもの

（2）指定基準違反等、法令違反のおそれがあるもの

（3）設備、用具に起因する事故等、情報提供することにより同種の事故発生防止に資すると思われるもの

3 介護サービス事業所等が市町村に事故報告する介護事故等の基準

別添連名通知を参照すること。

令和３年度 介護サービス事業者の指定（更新）に係る担当分掌

【サービス・地域別担当表】

R3. 4. 1～

分 掌 事 務	担 当 者（内線番号）	
	区域Ⅰ	区域Ⅱ
○介護サービス事業者の指定・指導等の総括に関する	梶原（全体）	
○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護	※羽賀（2785）	指方（2785）
○居宅療養管理指導（みなし指定）	※指方（2785）	指方（2785）
○通所介護	※羽賀（2785）	河野（2785）
○通所リハビリテーション ○訪問リハビリテーション	※久松（2683）	荒木（2685）
○特定施設入居者生活介護	※松本（2685）	河野（2785）
○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売	※佐藤（2682）	西田（2684）
○介護老人福祉施設 ○短期入所生活介護	※佐藤（2682）	西田（2684）
○介護老人保健施設 ○短期入所療養介護 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院	※久松（2683）	荒木（2685）

（注）

- 地域区分の「区域Ⅰ」は、次の老人福祉圏域である。
 東部（別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町）、北部（中津市、豊後高田市、宇佐市）
 ただし、訪問介護及び通所介護については、以下の市町村とする。
 別府市、国東市、姫島村、日出町、豊後高田市、宇佐市
- 地域区分の「区域Ⅱ」は、次の老人福祉圏域である。
 中部（臼杵市、津久見市、由布市）、南部（佐伯市）、豊肥（竹田市、豊後大野市）、
 西部（日田市、九重町、玖珠町）
 ただし、訪問介護及び通所介護については、以下の市町村とする。
 臼杵市、津久見市、由布市、佐伯市、竹田市、豊後大野市、日田市、九重町、玖珠町、
杵築市、中津市
- 各サービス種類には、介護予防サービスを含む。

※ 外線は ０９７－５０６－内線番号となります。

※ 処遇改善加算のお問い合わせは ０９７－５０６－２６８６、２７６３
 （担当：野尻、稲塚）となります。